

新旧対照表（改正内容は下線部分）

旧	新
<p>7 その他</p> <p>サービス提供場所の取扱いについては、事業所内でのサービス提供が原則です。</p> <p>ただし、以下の要件を満たす場合に限り、屋外でのサービス提供を可とするが、あくまで例外的であり、安易に位置付けることのないよう留意すること。</p> <p>（1）単なる気分転換や娯楽を目的としたものは、運動型通所介護サービスとしては認められません。</p> <p>（2）あらかじめ支援計画に位置づけられていること</p> <p>介護予防ケアプランに沿った支援計画を作成することはもとより、介護予防ケアプラン作成者と協議し、実施前後の内容、評価について共有（連携）するとともに、その内容を記録すること。</p> <p>（3）効果的な機能訓練等のサービスが提供できること</p> <p>屋外でサービス提供を行う場合は、本人に同意を得ること。また、対象者一人ひとりについて、当該利用者の目標を踏まえたうえで「どのような内容で行うのか」「どうしてその場所を選んだのか」及び「屋外でのサービス提供により得られた効果（評価）」を明確に記録すること。</p> <p>（4）屋外でのサービス提供を行う場合の人員配置や安全面について</p>	<p><u>7 その他</u></p> <p><u>（1）サービス提供は自立支援を目指すものであり、支援期間内で支援計画の目標達成（サービス終了）に向け、アセスメント結果に応じて適宜サービス内容の調整を実施します。アセスメントについては事前アセスメント、中間アセスメント（3か月毎）、事後アセスメントの実施が原則です。ただし、事後アセスメント及び介護予防ケアプランにおいて、再度利用が必要と判断された場合（終了から開始までが3か月以内の場合に限る）は対象者の負担を考慮し、事後アセスメント結果を事前アセスメントとして使用することが可能です。その場合の中間アセスメントは最終実施月（事後アセスメント実施月）から3か月になります。</u></p> <p><u>（2）サービス提供場所の取扱いについては、事業所内でのサービス提供が原則です。ただし、以下の要件を満たす場合に限り、屋外でのサービス提供を可とするが、あくまで例外的であり、安易に位置付けることのないよう留意すること。</u></p> <p><u>①単なる気分転換や娯楽を目的としたものは、運動型通所介護サービスとしては認められません。</u></p> <p><u>②あらかじめ支援計画に位置づけられていること</u></p> <p>介護予防ケアプランに沿った支援計画を作成することはもとより、介護予防ケアプラン作成者と協議し、実施前後の内容、評価</p>

旧	新
<p>屋外でのサービス提供を行う場合、下記の①②のとおり介護職員の人員配置や安全面にも注意すること。</p> <p>① 事業所内、屋外ともに同様の人員配置基準を満たし、屋外でのサービス提供と同じ時間帯に事業所内でのサービスも提供する場合は、それぞれに人員基準を満たすこと。</p> <p>② 屋外でのサービス提供は、事業所内に比べ、より安全面の確保に対する配慮が必要となるため十分留意しサービス提供を行うこと。</p> <p>(5) 屋外でのサービス提供を行う場合のトレーニングの時間配分について</p> <p>屋外でのサービス提供においても事業所内でのサービス提供の時間と同様に、2時間程度を目安に時間配分し、サービス提供を行うこと。</p>	<p>について共有（連携）するとともに、その内容を記録すること。</p> <p>③効果的な機能訓練等のサービスが提供できること</p> <p>屋外でサービス提供を行う場合は、本人に同意を得ること。また、対象者一人ひとりについて、当該利用者の目標を踏まえたうえで「どのような内容で行うのか」「どうしてその場所を選んだのか」及び「屋外でのサービス提供により得られた効果（評価）」を明確に記録すること。</p> <p>④屋外でのサービス提供を行う場合の人員配置や安全面について</p> <p>屋外でのサービス提供を行う場合、下記の①②のとおり介護職員の人員配置や安全面にも注意すること。</p> <p>ア. 事業所内、屋外ともに同様の人員配置基準を満たし、屋外でのサービス提供と同じ時間帯に事業所内でのサービスも提供する場合は、それぞれに人員基準を満たすこと。</p> <p>イ. 屋外でのサービス提供は、事業所内に比べ、より安全面の確保に対する配慮が必要となるため十分留意しサービス提供を行うこと。</p> <p>⑤屋外でのサービス提供を行う場合のトレーニングの時間配分について屋外でのサービス提供においても事業所内でのサービス提供の時間と同様に、2時間程度を目安に時間配分し、サービス提供を行うこと。</p>